

令和6年度 全国こども政策主管課長会議

# 働く妊産婦の母性健康管理等について

厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課  
ハラスメント防止対策室長 木村 剛一郎

## I . 働く妊産婦の母性健康管理等について

1. 働く妊産婦の母性健康管理等について……………3
2. 不妊治療と仕事との両立支援について…………… 6

# 1. 働く妊産婦の母性健康管理等について

## 母性健康管理指導事項連絡カードについて

「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため事業主が講ずべき措置に関する指針」に規定

(表) 母性健康管理指導事項連絡カード

事業主 氏名 \_\_\_\_\_ 医師等 氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日

医師等 氏名 \_\_\_\_\_

下記の1の者は、健康診査及び保健指導の結果、下記2～4の措置を講ずることが必要であると認めます。

1 氏名 等 \_\_\_\_\_

2 指導事項

症状等 該当する症状等○で記入してください。

妊娠中必要な保健指導	指導事項 (該当する事項を事業主の欄に付けてください)	労働事項
つわり、妊娠悪阻、貧血、めまい立ちくらみ、 腹部膨満感、子宮収縮、腰痛、性器出血、 腫痛、痔、静脈瘤、浮腫、子や子宮の痛み、 尿尿、排尿時痛、残尿感、全身倦怠感、動悸、 頭痛、血圧の上昇、蛋白尿、妊婦糖尿病、 赤ちゃん(胎児)が週数に比べ小さい、 多胎妊娠(胎)、産後経過が悪い、 妊娠中・産後の不安・不眠・落ちがちななど、 合併症等( )	入院の概 在宅療養 勤務時間の短縮 身体的負担の大きい作業(注) 長時間の立作業 同一姿勢を強制される作業 腰に負担のかかる作業 寒い場所での作業 長時間作業場を離れることのできない作業 ストレス・緊張を多く感じる作業	体 作業の制限

注) 身体的負担の大きい作業(注)のうち、作業の性質について勤務時間の必要がある場合には、指導事項(注)の欄に付けてください。また、身体的な作業を多く含む作業を指示してください。

3 上記2の措置が必要な期間

1週間(月 日～月 日)	2週間(月 日～月 日)	4週間(月 日～月 日)	その他(月 日～月 日)
--------------	--------------	--------------	--------------

4 その他の指導事項 (指示が必要である場合のみを付けてください)

妊娠中の通勤緩和の措置 (在宅勤務を含む)	妊娠中の休憩に関する措置
-----------------------	--------------

指導事項を守るための措置申請書

上記のとおり、医師等の指導事項に基づき措置を申請します。

事業主 氏名 \_\_\_\_\_

医師等 氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日

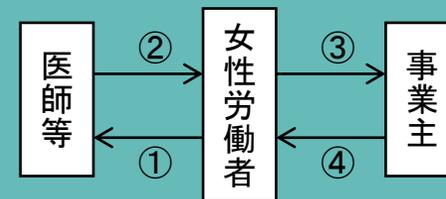
このカードは母性健康管理指導事項連絡カードの欄には記入せず、また、「指導事項を守るための措置申請書」の欄には女性労働者が記入してください。

(裏) (参考)症状等に対して考えられる措置の例

症状名等	措置の例
つわり、妊娠悪阻	休業(入院加療)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間作業場を離れることのできない作業)の制限、(おしやがけ)の頻度が多い高温多湿などのつわり症状を増悪させる環境における作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
貧血、めまい立ちくらみ	勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(高所や不安定な足場での作業)の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
腹部膨満感、子宮収縮	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業、長時間作業場を離れることのできない作業)の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
腰痛	休業(入院加療)、疾患に応じた主治医等からの具体的な措置 など
性器出血	休業(入院加療)、疾患に応じた主治医等からの具体的な措置 など
頭痛	休業(自宅療養)、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業、腰に負担のかかる作業)の制限 など
痔	身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業)の制限、休憩の配慮 など
静脈瘤	勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業)の制限、休憩の配慮 など
浮腫	勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業)の制限、休憩の配慮 など
手や手指の痛み	身体的負担の大きい作業(同一姿勢を強制される作業)の制限、休憩の配慮 など
尿尿、排尿時痛、残尿感	休業(入院加療・自宅療養)、身体的負担の大きい作業(寒い場所での作業、長時間作業場を離れることのできない作業)の制限、休憩の配慮 など
全身倦怠感	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、休憩の配慮、疾患に応じた主治医等からの具体的な措置 など
動悸	休業(入院加療・自宅療養)、身体的負担の大きい作業の制限、疾患に応じた主治医等からの具体的な措置 など
頭痛	休業(入院加療・自宅療養)、身体的負担の大きい作業の制限、疾患に応じた主治医等からの具体的な措置 など
血圧の上昇	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、疾患に応じた主治医等からの具体的な措置 など
蛋白尿	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限 など
妊婦糖尿病	休業(入院加療・自宅療養)、疾患に応じた主治医等からの具体的な措置(インスリン治療中等への配慮) など
赤ちゃん(胎児)が週数に比べ小さい	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
多胎妊娠(胎)	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
産後経過が悪い	休業(自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
妊娠中・産後の不安・不眠・落ちがちななど	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
合併症等(自由記載)	疾患に応じた主治医等からの具体的な措置、もしくは上記の症状名等から参照できる措置 など

### 【使用方法】

- 1 医師等は、妊娠中又は出産後の働く女性に対して、健康診査等の結果、通勤緩和や勤務時間短縮等の措置が必要であると認められる程度の指導事項がある場合、母健連絡カードに必要な事項を記入して渡します。(①②)
- 2 妊娠中又は出産後の働く女性は、事業主にこの母健連絡カードを提出して、措置を申し出ます。(③)
- 3 事業主は、母健連絡カードの記入内容に従って通勤緩和や勤務時間短縮等の措置を講じます。(④)





## 働く女性の心とからだの応援サイト

人事労務担当者、働く女性、産業医、産婦人科医、産業保健スタッフなどの方へ

女性が健康でいきいきと働き続けるために必要な情報や、妊娠中・出産後の女性が安心して働くための母性健康管理に関する情報を紹介しています。

### 人事労務担当、産業医などの方へ

- ▶ 職場の女性が妊娠したら？  
知っておくべき法律や制度を詳しくご紹介
- ▶ すべての社員に女性の健康課題と職場での対応に関する知識を持ってもらいたい！  
健康課題に関する研修動画が視聴できます
- ▶ ほかの会社はどうしてる？  
業種、規模、地域、さまざまな事例をご紹介します

### 働く女性の方へ

- ▶ 妊娠しても仕事を続けられる？  
働く女性の妊娠・出産を支援する法律や制度を詳しくご紹介
- ▶ 心当たりのある症状は？  
ライフステージごとの女性特有の健康課題に応じたコラムやQ&A等をご用意
- ▶ いつから、産休が取れる？  
自動計算できます

厚生労働省  
働く女性の心とからだの応援サイト  
<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>



## 働く女性の心とからだの応援サイト内「妊娠出産・母性健康管理サポート」

### 働く女性の心とからだの応援サイト 妊娠出産・母性健康管理サポート

厚生労働省委託 働く女性の心とからだの応援サイト  
Google 提供

- 企業担当者の方
- 働く女性の方
- Q&A
- 用語辞典
- 母健カード
- 応援サイト
- f

働く女性の心とからだの応援サイト > 妊娠出産・母性健康管理サポート > 働きながら妊娠・出産を迎えるために

文字サイズの変更 中 大 印刷

#### 働く女性の方

### 働きながら安心して 妊娠・出産を迎えるために

赤ちゃんが生まれることの喜びと、仕事を続けながら妊娠・出産・育児をむかえる不安を抱える女性がより豊かな生活を送るための、働く女性の妊娠・出産・育児について法律で定められていることをご紹介します。

- ▶ 不利益取扱いとハラスメントについて
- ▶ 働く女性の母性健康管理のためのQ&A  
※不妊症でお悩みの女性労働者の方はこちらへ **NEW!**

**妊娠初期**  
妊娠が分かったら

▶ 詳しくはこちら

**妊娠中**  
妊娠中の通勤や職場での過ごし方

▶ 詳しくはこちら

**産前・産後**  
産前・産後の休業を取るときは

▶ 詳しくはこちら

**育児**  
働くママの育児について

▶ 詳しくはこちら

#### 働く女性の妊娠・出産体験談

実際に働きながら妊娠・出産を体験された、働く女性の生の声をご紹介します。

▶ 詳しくはこちら

母性健康管理について、もっと詳しく知りたい場合は

#### よくあるご質問

皆さまからよくいただく質問をQ&A形式でご紹介しています。

#### 女性が働きやすい職場環境をつくるためには

社内環境整備のポイントや各部門の役割など母性健康管理を推進するために役立つ情報や、他社における好事例をご紹介します。

▶ 流産・死産したとき

- #### 母性健康管理について
- ▶ 母性健康管理とは
  - ▶ 母健連絡カードについて
  - ▶ 母性健康管理に関する用語辞典

- #### 企業ご担当者の方
- 母性健康管理等に対する企業の義務
  - 職場における母性健康管理の推進

- #### 働く女性の方
- 働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために
  - ▶ 働きながら妊娠・出産を迎えるために
  - ▶ 妊娠が分かったら
  - ▶ 妊娠中の通勤や職場での過ごし方
  - ▶ 産前・産後休業を取るときは
  - ▶ 働くママの育児について
  - ▶ 企業インタビュー
  - ▶ 母性健康管理に関するQ&A

- ▶ 困った時の問合せ先
- ▶ 女性にやさしい職場づくり相談窓口
- ▶ 申請書様式ダウンロード
- ▶ 母性健康管理に関するデータ・資料集

- ▶ 皆さまから寄せられたご相談に専門家がお答えします
- ▶ 専門家コラム

マンガで知る!  
▶ 女性にやさしい職場づくり

## 2. 不妊治療と仕事との両立支援について

# くるみん「プラス」認定(不妊治療と仕事との両立に取り組む企業の認定)の取得促進

## 改正内容

<改正前>

<改正後> (令和4年4月~)

<令和6年改正による新基準達成>  
(令和7年4月~)

プラチナくるみん認定制度

プラチナくるみん認定制度

不妊治療と仕事との両立に係る基準

くるみん認定制度

不妊治療と仕事との両立に係る基準

くるみん認定制度

トライくるみん認定制度 (新設)

不妊治療と仕事との両立に係る基準



次世代育成支援の取組を行う企業に、不妊治療と仕事との両立に関する取組も行っていただくインセンティブを設ける観点から、くるみん、トライくるみん、プラチナくるみんの一種として新たな類型「プラス」を設け、認定基準に「不妊治療と仕事との両立」に関する基準を追加。

※「不妊治療と仕事との両立」に関する基準の認定については、くるみん、トライくるみん、プラチナくるみんの申請を行う際の必須基準ではなく、くるみん、トライくるみん、プラチナくるみんの認定基準のみの認定申請を行うことも可能。

※次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、新基準を達成し認定したくるみん、トライくるみにプラス認定を取得した場合のマークを作成(プラス認定要件に変更なし)

## 認定基準

不妊治療と仕事との両立に関する認定基準は、以下の基準とする。

※ くるみん、トライくるみん、プラチナくるみんで基準は共通のもの。

<不妊治療と仕事との両立に関する認定基準>

- ・ 次の①及び②の制度を設けていること。
  - ① 不妊治療のための休暇制度(多様な目的で利用することができる休暇制度や利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇を除く。)
  - ② 不妊治療のために利用することができる、半日単位・時間単位の年次有給休暇、所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワークのうちいずれかの制度
- ・ 不妊治療と仕事との両立に関する方針を示し、講じている制度の内容とともに社内に周知していること。
- ・ 不妊治療と仕事との両立に関する研修その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組を実施していること。
- ・ 不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談等に応じる両立支援担当者を選任し、社内に周知していること。

## 認定状況(令和7年1月末日現在)

くるみんプラス: 44社 プラチナくるみんプラス: 75社 トライくるみんプラス: 0社

令和7年度予定額 39百万円（40百万円）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

近年、不妊治療を受ける夫婦は約4.4組に1組、不妊治療（生殖補助医療等）によって誕生する子どもも10.0人に1人となるなど、働きながら不妊治療を受ける労働者は増加傾向にあるが、不妊治療と仕事との両立ができず、26.5%の方が離職、雇用形態の変更、不妊治療を中止しており、不妊治療と仕事との両立支援は重要な課題となっている。

また、国会も含め社会的に、不妊治療のための休暇制度・両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備への関心が非常に高まっている。

このため、不妊治療を行う労働者が安心して仕事をしながら不妊治療を行うことができるよう、本人、事業主、上司や同僚に不妊治療についての理解を促すとともに、当該休暇制度等の導入・利用促進に取り組む事業主を支援することにより、不妊治療と仕事が両立できる職場環境の整備を推進することとする。

## 2 事業の概要・スキーム

### I 専門家による検討委員会の開催

- ①不妊治療と仕事との両立支援担当者を対象とした研修の企画・運営の検討
- ②不妊治療と仕事との両立を支援する企業内制度の導入マニュアル、サポートハンドブックの見直しに向けた検討 等

### II 不妊治療と仕事との両立支援担当者等を対象とした研修会の実施

不妊治療を受けやすい休暇制度や両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組む企業等の両立支援担当者等を対象に、労働者からの相談対応のノウハウや休暇制度等の利用を円滑にするためのプランの策定方法等、具体的実務に役に立つ情報提供を行う研修会（動画配信）及び各企業の取組を支援するため個別相談会を実施する。

### III 不妊治療と仕事との両立に係る事業主、労働者等への周知啓発

不妊治療と仕事との両立に係る事業主、労働者等の理解を促進するため、産業医や産婦人科医との連携による周知のほか、広報媒体を用いた周知啓発を行い、不妊治療と仕事との両立支援の取組の重要性について社会的気運の醸成を図る。

## 3 実施主体

委託事業（民間団体）

## 参考

第4次少子化社会対策大綱【R2.5.29閣議決定】  
（不妊治療への支援より抜粋）  
○不妊治療と仕事の両立のための職場環境の整備

不妊治療について職場での理解を深めるとともに、仕事と不妊治療の両立に資する制度等の導入に取り組む事業主を支援し、仕事と不妊治療が両立できる職場環境整備を推進する。

# 両立支援等助成金（不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース）

令和7年度予定額 **84**百万円（**93**百万円）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

不妊治療、月経関連の症状や更年期障害等の問題により「職場で何かをあきらめなくてはならないと感じた経験」がある女性従業員のうち約6割が「正社員として働くこと」をあきらめなくてはならないと感じたことがある、という結果が出ており、実効性の高い支援を充実させることが急務である。このため、現在行っている不妊治療と仕事の両立支援に加え、月経、更年期といった女性の健康課題も含め支援の対象とし、これらに取り組む中小企業事業主に対して助成を行うことにより、職場環境の整備を進め離職防止を図る。（現「不妊治療両立支援コース」は経過措置とする。）

## 2 事業の概要・スキーム

### 1 支給対象となる事業主

不妊治療、月経（PMS（月経前症候群）含む。以下、同じ。）や更年期といった女性の健康課題に対応するために利用可能な両立支援制度（①休暇制度（特定目的・多目的とも可。労働基準法第39条の年次有給休暇及び同法第68条の生理休暇を除く。ただし、有給の生理休暇は対象とする。）、②所定外労働制限制度、③時差出勤制度、④短時間勤務制度、⑤フレックスタイム制、⑥在宅勤務等（テレワークを含む））を利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療や女性の健康課題に関する労働者の相談に対応し、それぞれに関する制度（上記①～⑥）を労働者に利用させた中小企業事業主

### 2 支給要件

#### （1）環境整備、休暇の取得等

- ア 不妊治療のための両立支援制度、健康課題対応のための支援制度（上記1①～⑥）について、労働協約又は就業規則に規定すること
- イ 不妊治療と仕事との両立支援、健康課題対応支援を図るための業務を担当し、労働者からの相談に応じる者を選任すること
- ウ 労働協約又は就業規則に基づき、不妊治療のための両立支援制度、健康課題対応のための支援制度（上記1①～⑥のうちいずれか1つ以上）を合計5日（回）以上労働者に利用させたこと

#### （2）不妊治療に関する長期休暇の加算（経過措置）

上記（1）の不妊治療に関する休暇取得者も含め、不妊治療に関する休暇制度を20日以上連続して労働者に取得させ、原職に復帰させ3か月以上継続勤務させたこと

### 3 支給額

#### （1）環境整備、休暇の取得等

上記2（1）により環境整備を図り、それぞれに関する最初の制度利用者が合計5日（回）以上利用した場合  
**1事業主当たり 各1回限り 30万円（①不妊治療、②月経に関する課題の解決、③更年期に関する課題の解決）**

#### （2）不妊治療に関する長期休暇の加算（経過措置）

上記2（2）により不妊治療に関する休暇制度を20日以上連続して労働者に取得させ、原職に復帰させ3か月以上継続勤務させた場合  
**1事業主当たり、30万円（（1）の不妊治療に関する休暇取得者が20日以上連続して取得する場合はその者を対象とする。）**

### 4 支出科目

労働保険特別会計 雇用勘定から支給

支給機関

都道府県労働局